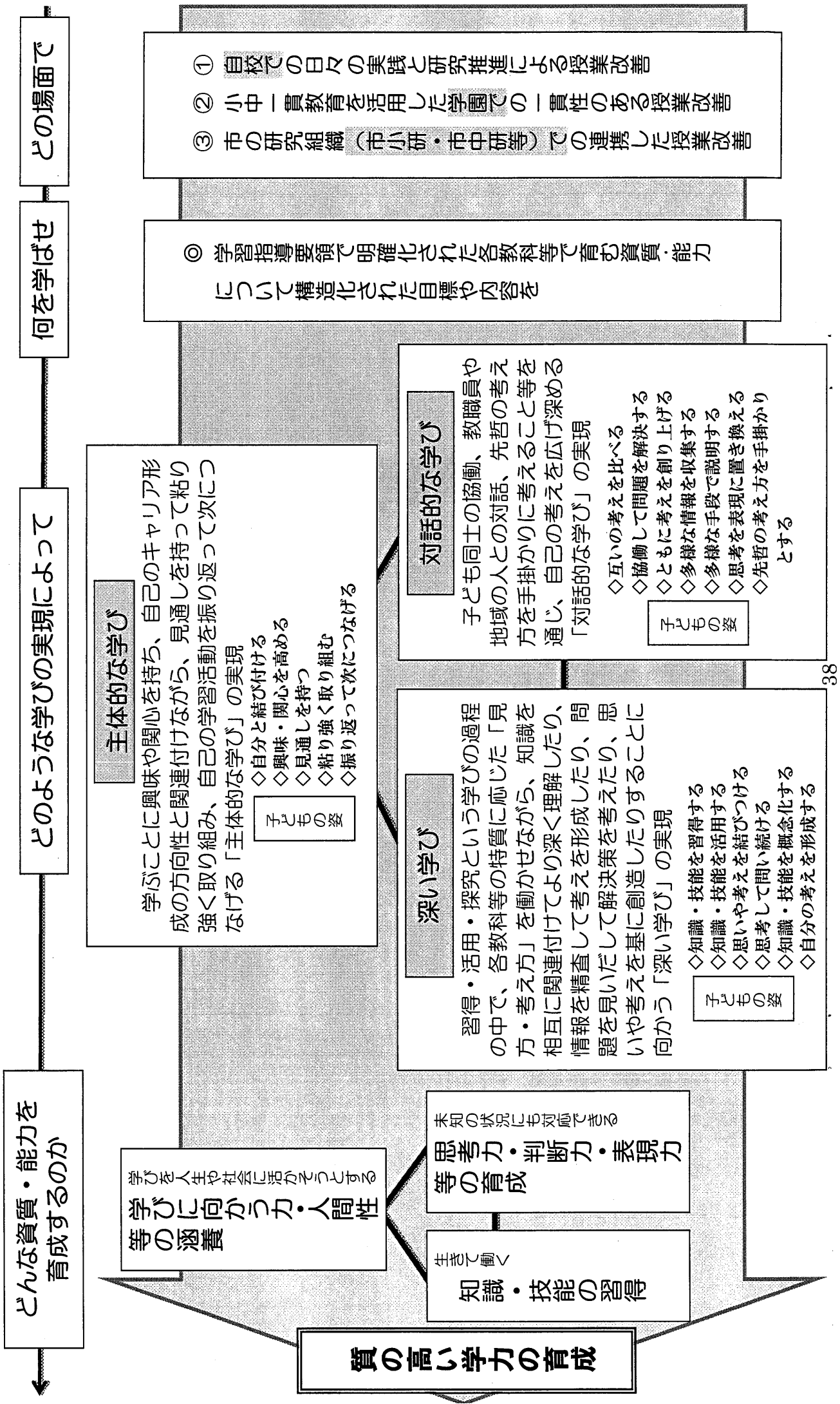
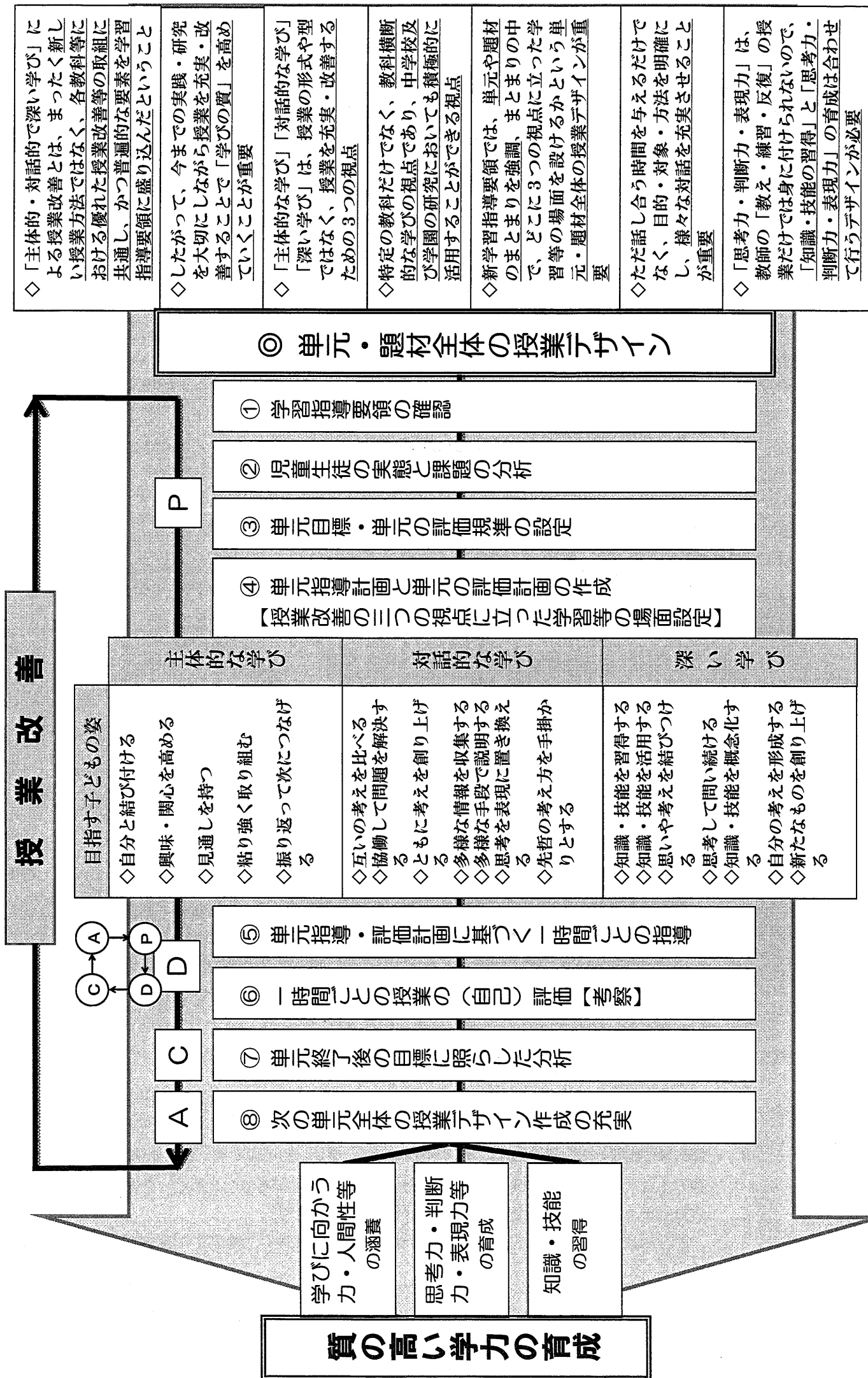


參考資料

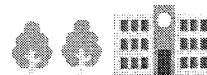
京丹後市が目指す『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた 授業改善による質の高い学力の育成について



『主体的・対話的で深い学び』による授業改善の具体について



京丹後市の学校教育改革構想



子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして

概要

平成24年11月

京丹後市教育委員会では、平成24年11月に「京丹後市の学校教育改革構想」を策定しました。この構想では、子どもたちの「生きる力」を今以上に育成するため、就学前から中学校卒業までの一貫した教育と豊かな子育ての実現を目指しています。

1 学校教育改革の構想へ

教育をめぐる国や京都府の動き

京丹後市が誕生して8年。この間、教育基本法の改正をはじめとして、教育をめぐる環境は大きく変化してきました。京都府教育委員会においても、「京都府教育振興プラン」を指針とした教育改革が進行中です。市教育委員会として、国や京都府の動きを十分に踏まえ、新たな時代に的確に対応できる教育環境や教育条件の整備に向けて、努力していかなくてはなりません。

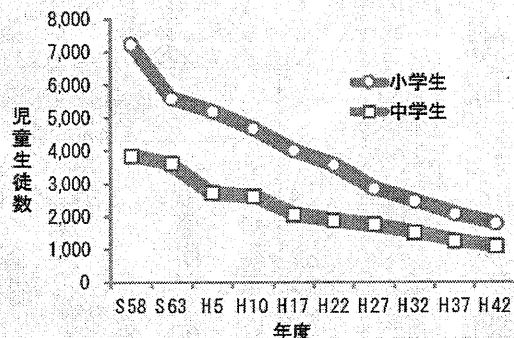
出生数の漸減と小規模校化の進行

本市では、小中学校の児童生徒数の漸減により、学校の小規模校化が続いています。小規模な学校にはそのよさがある反面、指導面での制約も存在します。一定規模の児童生徒数・学級数が確保できれば、今以上に多様な学習指導や多角的な人間関係の育成が可能になるなど、将来にわたる本市の子育てや教育のあり方について豊かに考えていく機会となります。

国や府における主な教育改革の動き

平成18年	教育基本法を改正
平成19年	地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正 学校教育法を改正 教育職員免許法を改正 教育公務員特例法を改正
平成20年	国が教育振興基本計画を策定
平成21年	保育指針、幼稚園教育要領改訂・実施
平成23年	府が「京都府教育振興プラン」を策定 小学校学習指導要領改訂・実施
平成24年	中学校学習指導要領改訂・実施

本市小中学校の児童生徒数の推移（推計値を含む）



学校再配置の取り組みと学校教育改革

平成19年から取り組んできた学校再配置では、小中学校の児童生徒の保護者を中心とした検討委員会のなかで、「小中一貫教育などにも配慮した真に特色ある学校づくりに努力していただきたい」と提言されました。平成22年に策定した「京丹後市学校再配置基本計画」では、学校再配置を「新しい学校づくり、新たな地域づくりのスタート」と位置付けました。

学力や生活面での課題

本市の子どもたちは、基礎的・基本的な学力はほぼ全国の平均値にありますが、知識や技能を活用する力には課題があると考えられます。家庭学習習慣や基本的な生活習慣の面でも、全国的な水準と比較して、その形成に弱さが見られています。心の面では、自尊感情、積極性や社会性、コミュニケーションの力などを一層身に付けさせる必要があるとともに、全国的な状況と同様に規範意識の弱さや短絡的な問題行動が課題となっています。

これらは、学校と家庭、地域社会がともに考え合い連携して解決すべき課題です。

2 学校教育改革構想の具体化へ



学校教育のあり方

中学校を修了する生徒には、卒業時に期待される学力や豊かな心などの「生きる力」を確実に身に付けさせなければなりません。さらに、希望進路の実現に向け、中学校と高等学校等との連携にも配慮することが大切です。そのためには、子どもの教育に関わる全ての関係者が、本市の教育を取り巻くさまざまな課題やこれまでの取り組みを振り返り、今後の本市学校教育のあり方を総合的に検討していく必要があります。

子どもの美態と教育の一貫性

小学校から中学校へ進学した際、学習・生活スタイルや人間関係の急激な変化に適応できず、つまずく生徒が出現するという問題が出てきています（中1ギャップ）。これは、中学校で不登校や問題行動が増加する背景のひとつになっていると考えられています。また、小学校高学年で既に思春期の特徴が現れ始めるといった子どもたちの発達の早期化に、どう対応していくかも課題です。このような子どもの課題や変化に対応するには、保育所、幼稚園、小中学校が連携し、校種間の接続を改善するとともに、子どもの発達に応じた一貫性のある学校教育を実現していく必要があります。

新しい学力育成と教育の一貫性

変化の激しいこれからの社会で必要とされる力 — 思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」や生涯にわたって学び続ける力などが、一層求められています。このような力は、指導に系統性や一貫性がないとなかなか身に付かないといわれています。就学前から中学校卒業までの一貫性のある教育を実現させていくことは、本市の将来を担う子どもの育成にとって大変に重要です。

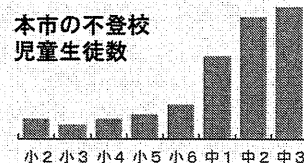
また、学校だけでなく、子どもたちの学ぶ意欲や将来への夢・希望を支える家庭や地域社会の役割がとても重要であり、子どもを育む地域づくりにも配慮することが大切です。

現行の学校教育システムの再検討へ

このような社会の変化、子どもの変化、求められる学力の育成に対応していくためには、子どもの育ちや学校での指導を「義務教育9年間」という視点で捉えなおし、今以上に連続性・一貫性のある指導が可能となるよう、学校教育のあり方やそのシステムを再検討することが重要です。国においても、文部科学省で小中一貫教育制度等が検討されるなど、一貫性のある教育が重視されてきています。

中1ギャップ

急激な変化につまずく生徒
中1年で不登校・問題事象が増加



小1プロブレム

小学校の学習や生活に適応しにくい児童の出現

発達の加速傾向

小学校高学年から始まる思春期

求められる力

校種間の接続を一層改善し、より連続性・一貫性のある教育が重要

豊かな人間関係を築き、交流する力

思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲などの確かな学力

生涯を通じて自らを磨き、学び続ける力

小中一貫教育の構想

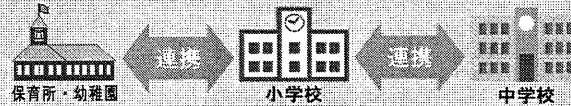
市教育委員会では、学校再配置の取り組みを契機として市民の期待に応えられる教育改革を進め、市域全域での「小中一貫教育」に取り組むこととします。これにより、「中1ギャップ」等の教育課題を解決するだけでなく、統一的で一貫した学校教育を確立します。

なお、本市では、「小中一貫教育」に保育所や幼稚園の就学前教育を加えるとともに、家庭や地域での教育の充実を図り、就学前からの一貫した教育と豊かな子育ての実現を目指します。

小中一貫教育は、小学校入学時から中学校卒業までの義務教育9年間を一体として捉え、統一的で一貫性のあるカリキュラムのもと、小学校と中学校が目標や指導方法を共有しながら緊密に連携、協働して進める教育の方法です。本市では、これに保育所・幼稚園を加えて実施します。



保・幼・小・中学校が緊密に連携し、中学校卒業に向けて一貫した指導を実施



小中一貫教育で期待できること

- 10年間にわたる一貫した教育課程により、一人一人の子どもを長期にわたり継続的に見て指導することが可能になります。
- 保育所や幼稚園、小学校、中学校の先生がいっしょになって、子どもの学力育成や心の変化に対応しやすくなります。
- 中学校進学への不安解消や、中1ギャップなどの子どものつまずきや問題行動・不登校の改善が期待できます。
- 学校や校種を超えた子どもの交流により、自立心や規範意識、社会性などの育ちが一層期待できます。
- 中学校区を単位として、学校と家庭・地域社会の連携を一層深めることができます。

3 学校教育改革構想の重点



学校教育改革構想のテーマ

子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして

将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子どもの育成

小中学校の連携を一層密にし、本市の条件や環境にあった小中一貫教育を推進するとともに、保育所と幼稚園、小学校との関係についてもさらに連携を深めます。就学前から義務教育修了までの10年間にわたる一貫した子育て支援と教育の実現のため、重点として次項の実践内容①～④の取り組みを進めます。

小中一貫教育の実践内容

① 就学前から中学校卒業時まで目指す子ども像を共有し、子どもたちの「生きる力」の育成を目指します

中学校区を単位として、就学前も含めた共通の目指す子ども像を設定し、その実現に向けて系統的で一貫性のある保育所や幼稚園、小中学校の教育活動を進めます。

中学校区の目指す子ども像

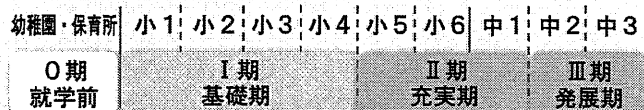


「目指す子ども像」の実現に向け、一貫した教育を実施

② 教育課程の編成や指導形態を工夫し、10年間を見通して一貫した指導を大切にします

確かな学力等を育成する教育課程の編成

学習指導要領を基本にしながら、子どもの発達や学習の特性等に応じた小中一貫の教育課程を開発・導入します。就学前から中学校卒業までの10年間を4つの指導区分に編成し、それぞれの時期に効果的な指導形態や指導方法を取り入れます。



子どもの育ちと学びの連続性を重視した4つの指導区分により、それぞれの時期に効果的な指導形態や指導方法を取り入れます。

地域の良さと誇りを学ぶ学習「丹後学」

本市への理解を深め、郷土への愛着と誇り、地域生活への意欲を体系的に育むため、「丹後学」を開発し、保護者や地域の人々の協力、参画により実施します。

豊かな言葉とコミュニケーションの育み

言語力やコミュニケーション力を高める取り組み、小学校低学年から外国語に親しむ活動について、各中学校区で一層充実に努めます。

③ 教育活動の連続性・協働性を高め、子どもたちが互いに学び合う場を確保します

夢と希望を育む幼児児童生徒の交流

各中学校区では、交流授業や合同行事など、学校や校種を超えた幅広い集団での交流や学び合いの活動を実施し、子どもたちの豊かな人間関係を育みます。

小中学校の乗り入れ授業や一部教科担任制

中学校教員が小学生を指導するなど、教員の相互乗り入れによる指導を実施します。小学校高学年では、一部の教科で教科担任制による授業を取り入れます。

※ 実施する内容や方法、回数などは、各中学校区の学校数や立地、教職員体制などの条件により異なります。

④ 学校、家庭、地域社会が連携した教育環境づくりを進めます

地域で子どもを育てる仕組みづくり

学校、家庭、地域社会が連携・協力した地域の教育環境づくりに努めます。学校支援ボランティアの取り組みを拡充し、放課後などにおいても学習や体験の充実に向けて全市をあげた体制づくりを進めます。

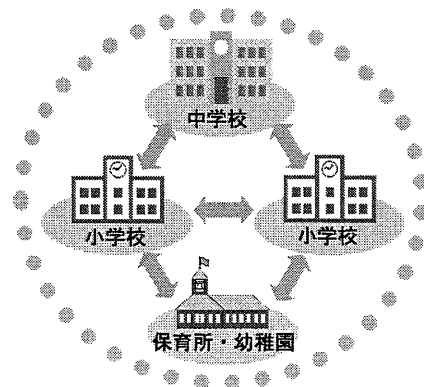
家庭の教育力を高める取り組み

小中一貫教育を契機として学校等の教育への一層の理解を深める取り組みを充実するとともに、基本的な生活習慣や家庭学習習慣の確立、^{しつけ}躾などについての啓発を進めます。

小中一貫教育の形態

学校再配置の環境を生かし、既存の校舎を活用した「施設分離型」の小中一貫教育を推進します。

※「施設分離型」とは、小学校と中学校の校舎は分かれています、小中の教職員が積極的に連携して、小中一貫教育の教育課程に基づいた教育活動を進める形態です。



小中一貫教育の全市展開に向けて

小中一貫教育の導入は、初年度を平成26年度とし、準備が整った中学校区から、順次、小中一貫教育へ移行します。平成28年度には、全ての中学校区で小中一貫教育を実施します。

平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度

研究
試行

小中一貫教育を導入し
実施校を順次拡大

全ての中学校
校区で実施

